

公 募 公 告

「難病医療費助成事務に係る労働者派遣業務」について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年4月1日

福井県知事 石 田 嵩 人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務の名称

難病医療費助成事務（※）に係る労働者派遣業務

※難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に基づく特定医療費の支給認定等に関する事務をいう。

(2) 業務内容

「難病医療費助成事務に係る労働者派遣業務」プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

※派遣労働者が各履行場所で業務を実施する期間は以下のとおりとする。

・福井県保健予防課：令和8年7月1日（水）～令和8年12月31日（木）

・各県保健所：令和8年7月1日（水）～9月30日（水）

(4) 履行場所

福井県庁（福井県健康福祉部健康医療局保健予防課疾病対策グループ）、
各県保健所（福井保健所、坂井保健所、奥越保健所、丹南保健所（鯖江庁舎）、
丹南保健所（武生庁舎）、二州保健所、若狭保健所）

(5) 委託契約金額の上限

29,676,000円以内（消費税および地方消費税を含む。）

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

(1) 応募にあたっては、次の要件をすべて満たしていること。

ア 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

ウ 県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ 福井県のすべての県税に滞納がない者であること。

カ 福井県内に本店、支店または営業所等の事業所を有している者であること。

キ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員また

はその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 説明資料等の交付

実施要領および各種様式等関係資料の交付については、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月15日(水)までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課疾病対策グループ(福井県庁3階)

TEL 0776-20-0350

なお、福井県保健予防課ホームページからもダウンロードすることができる。

4 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

実施要領に定めるところによる。

(2) 提出期限

ア 参加表明書および法人概要書等

令和8年4月15日(水)午後5時必着

イ 企画提案書

令和8年5月11日(月)午後5時必着

(2) 提出先

説明資料等の交付場所と同じとする。

5 企画提案の審査

(1) 提出された企画提案は、「難病医療費助成事務に係る労働者派遣業務」に係る企画審査委員会において審査する。

(2) プレゼンテーションの実施

前項の審査に当たり、企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

ア 日 時 令和8年5月中旬(予定)

※開始時刻、場所については、企画提案書の提出者に対し別途通知する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者へ文書で通知する。

6 契約予定者の決定方法

企画審査委員会の審査による最優秀提案者と協議を行い、契約予定者を決定する。

7 その他

(1) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提案書等の書類は一切返却しない。

(3) 提案書等について県民等から公開請求があった場合は、福井県情報公開条例に基づき、非公開情報を除き公開する。

(4) プロポーザルにおいて使用する言語および通貨は、商標および固有名称を除き日本語および日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。

(5) この公告に掲げるもののほか、プロポーザルに関し必要な事項は実施要領による。